

認証マーク表示基準

(目的)

第1条 この基準は、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第18条に規定する認証のマーク（以下「認証マーク」という。）の表示について、必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 認証マークは、要綱第3条（3）に規定する認証事業者（以下、「認証事業者」という。）に対し使用を認めるものとする。

(使用の範囲)

第3条 認証事業者は、次の場合において認証マークを使用することができる。

- (1) 認証を受けた施設又は認証事業者の本社、支社若しくは営業所等に表示する場合
- (2) HACCPによる衛生管理を経て製造、加工若しくは調理した食品又は添加物の容器包装に表示する場合
- (3) 自社のホームページ、パンフレット、名刺及び刊行物において、認証を受けている旨を紹介する場合
- (4) 認証を受けた施設で使用する配送車両又は運搬容器に表示する場合
- (5) 認証を受けた施設において、HACCPによる衛生管理を経て製造、加工若しくは調理した食品又は添加物を販売する場所において、認証を受けている旨を紹介する場合
- (6) その他、知事が適当と認める場合

(使用制限)

第4条 認証事業者は、その施設で製造、加工若しくは調理した食品又は添加物の認証であると消費者等に誤解を与えるような方法で認証マークを使用してはならない。

- 2 認証事業者は、認証を受けた施設として消費者等に誤解を与えるような方法で認証マークを使用してはならない。
- 3 認証事業者は、認証マークを自己のシンボルマーク又は商標として使用してはならない。
- 4 認証事業者は、認証マークをみだりに改変して使用してはならない。
- 5 認証事業者は、認証事業者ではなくなったときは、認証マークを使用してはならない。

(使用に関する記録)

第5条 認証事業者は、認証マークの使用状況を明らかにする書類を備えなければな

らない。

- 2 認証事業者は、奈良県から認証マークの使用状況を明らかにする書類の提出又は閲覧を求められた場合には、提出し、又は閲覧させなければならない。

附 則

この表示基準は、平成27年8月1日から施行する。